



「晩秋山郷」

TAINS だより秋号をお届けします。近畿税理士会所属の高栖啓敬です。今年度より広報部長を務めることになりました。

広報部では、税理士の皆様に「TAINS って便利だな」と感じていただけるよう、身近で役立つ情報発信に力を入れています。各地フォーラムへの出展や研修会開催、判例解説動画の配信を通じて利用を広げ、会員増強にもつなげていきたいと考えています。

一般社団法人日税連税法データベース
高栖 啓敬

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2025秋号
VOL31 No.244

●新役員紹介	2
●新会長挨拶	3
●新副会長・新部長挨拶	4
●新従たる事務所長挨拶	6
●特別寄稿	8
「資産から生ずる収益」の人的帰属に関する 最近の3つの裁判例 立命館大学法学部教授 望月 爾	
●メールニュース(2025年7月~2025年9月収録)	14
●判例を読み解くTAINS講座	20
●DB収録情報、会員数	22

新 役 員 の 紹 介

役員任期満了に伴う改選が行われ、9月24日に開催された第15回定時社員総会、翌日25日に開催された第1回臨時理事会において、次のとおり31名の新役員が選任された。

会 長	北 島 則 行	(東京地方会)	
副 会 長	東 秀 優	(南九州会)	
	須 藤 寿	(北海道会)	
	高 橋 誠	(中国会)	
専務理事	蓮 間 好 一	(北陸会)	
	池 田 直 樹	(近畿会)	
	土 屋 巧	(東海会)	
常務理事	大 森 行 雄	(東京地方会)	
	高 林 良 樹	(東海会)	
	高 栖 啓 敬	(近畿会)	
	小 林 英 樹	(九州北部会)	
	西 田 和 生	(近畿会)	
	田 川 哲	(南九州会)	
	遠 井 洋 子	(関東信越会)	
	坂 井 昭 彦	(近畿会)	
	井 筒 一 郎	(関東信越会)	
	山 口 伸 二	(東京地方会)	
	理 事	真 砂 美 穂	(東京会)
		大 山 浩 一 郎	(東京地方会)
		増 嶋 英 昭	(千葉県会)
		横 田 晃 一	(関東信越会)
		田 中 慎 也	(北海道会)
高 橋 克 史		(東北会)	
高 桑 誠 一		(名古屋会)	
中 村 総 一 郎		(北陸会)	
井 上 徹		(中国会)	
佐々木 敏 雄		(四国会)	
監 事	幸 松 慎 太 郎	(南九州会)	
	新 里 和 也	(沖縄会)	
	鴨 田 和 恵	(東京会)	
	錦 織 良 光	(千葉県会)	

ご挨拶

一般社団法人日税連税法データベース
会長 北島 則行



去る9月24日開催の第15回定時社員総会において、任期満了に伴う理事及び監事の改選が行われ、翌25日開催の臨時理事会において代表理事(会長)に選任されました北島でございます。当団体は、税理士がつくる、税理士のためのデータベースである税理士情報ネットワークシステム「TAINS」を運営しています。清田前会長におかれましては、長年にわたって当団体の発展にご尽力されてこられましたことに対して心より敬意と感謝を申し上げます。前会長は会員増強という重要な課題に積極的に取り組み、組織基盤の安定化に大きな成果を収められました。また、AI導入に向けた検討を開始するなど先見性をもって組織を導かれたことは、今後の事業展開の道標となるものです。

さて、当団体が運営するTAINSには4万9千件にも及ぶ判決・裁決事例、行政文書などが収録されているとともに、税理士の視点でまとめられる「要点」は判決等の結論が導き出された分岐点や税理士として注目すべき課題がまとめられており、会員が実務において正確に判断を下すうえで強力な支援ツールとなっており、税理士が税務の専門家として適正かつ公正に職務を遂行するうえで不可欠なものとなっております。一人一人の税理士がTAINSを利用して質の高い税務実務を関与先に提供することが納税者から寄せられる税理士制度への信頼を支えるとともに、円滑な税務行政に資することとなり、社会的意義は大きいものであると確信しております。

近年、税理士を取り巻く環境はかつてないスピードで大きく変化をしており、AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展は社会全体を変えつつあり、これは税理士の実務の分野においても例外ではありません。こうした流れの中でTAINSがこれからも税理士にとって有用なデータベースであり続けるためには技術革新を的確に取り込んで利用者の利便性を向上させていくことが不可欠であり、これが会員増強に良い影響を与えるものと考えております。

前会長の作られた基本路線を引き継ぎ、日税連との強固な協調関係を維持しながらも変化を積極的に活用し、TAINSの価値をより一層高め、時代の要請に応える形にしていくことが私に課せられた責務であり、その実現のためには役員、委員で議論を重ねて最適解を導かなければなりません。

今後も会員の皆様にとってTAINSが有用で信頼される存在であり続けられるよう取り組んでまいりますので、これまでと変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新副会長挨拶



東 秀優

このたび三期目となる副会長職を拝命いたしました。今後二年間、会員の皆様により身近で使いやすいシステムの構築を目指し、各部及び従たる事務所長の皆さんと力を合わせて取り組んでまいります。近年、生成AIをはじめとする技術革新は、私たちの業界のみならず社会全体を大きく変えようとしています。私たちが蓄積してきたデータや経験を活かし、新しい価値を創出できるよう努める所存です。今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



須藤 寿

この度、第15回定時社員総会ならびに臨時理事会におきまして、副会長に選任されました北海道会の須藤でございます。北島会長を補佐し、各部の皆様と緊密に連携しながら、これからの2年間、誠心誠意その職責を果たしてまいります。

私は平成29年から令和元年までの2年間、システム部の委員として、現在稼働している「TAINS6」の導入に向けた検討に携わってまいりました。その過程で新しいシステムを安定的に稼働させることの難しさや責任の重さを実感いたしました。

現在、判例検索への生成AIの導入に向けた検討も進められており、これは利用者の利便性を高める大きな可能性を秘めております。「TAINS6」導入時の経験を活かし、技術革新の恩恵を会員の皆様が最大限に享受できるよう努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご協力をいただけますようお願い申し上げます。



高橋 誠

第15回社員総会翌日の臨時理事会で前期に引き続き副会長として選任されました中国会の高橋誠です。TAINSではこれまでシステム系を中心に携わってまいりました。

第6世代のTAINSも2018年12月のリリースから7年目を迎えています。これまで検索画面の改善や検索精度の向上等に取り組んで来ましたが、まだまだユーザーの皆様から十分な評価をいただくまでには至っていないと感じています。現在TAINSでは生成AIの積極的な活用を通じてユーザーの皆様への利便性向上を図るべく取り組みを進めています。当面のテーマとして①情報掲載のスピードアップと②目的とする情報に最短でたどり着くための検索システムの見直しの二点を掲げています。一日も早くユーザーの皆様から「TAINSは税理士業務にとって必要不可欠なツール」と言ってもらえるよう改善を重ねてまいります。これからのTAINSにどうぞご期待下さい。



蓮間 好一

今般、2期目の副会長を拝命いたしました北陸税理士会高岡支部所属の蓮間好一です。日税連税法データベースの役員となったのは、日税連の情報システム委員会の委員の時に当時の事業部長よりお誘いを受けて部員となったことから始まります。その後、事業部副部長、事業部長、専務理事2期を経て、今回2期目の副会長を務めさせていただくことになりました。

前期は北陸会で富山県税理士協同組合の理事長を兼務しておりましたので、協同組合との連携で会員増強を図りたいと考え、最初に富山県、石川県、福井県の協同組合に協力いただき、その後に東北会、東海会の協同組合にも協力してもらうことができました。今期においても日本税理士協同組合連合会や全国税理士共栄会へ働きかけ、会員増強に努めていきたいと思っております。

今後とも会員の皆様の税理士業務に有意義なTAINSになるように努めていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

新部長挨拶



総務部
大森 行雄

このたび2期目の総務部長を拝命いたしました、東京地方税理士会所属の大森です。
総務部は、本法人の定款、規則等の規程類を法律改正に適應させるためのものや、不備不足に対応するために改正することが事業活動の主なものとなっています。さらに、今期より始まる新たな事業に対する規定等の整備も必要になってくると思います。

そのほか、他の部の所掌にない本法人の活動に必要な事項を担っていきましますし、各部との総合調整役として各会議の進行を努めてまいりたいと思います。



財務部
高林 良樹

このたび二期目の財務部長を拝命しました高林良樹です。東海税理士会浜松西支部所属です。

財務部の主な所掌は「予算及び決算に関する事項」となっており、本年度の事業計画にも「適切な予算編成を行うとともに、経理状況を精査し各部委員会に対しその報告を行い適正な予算執行に努める」と記載させていただきました。本年度の予算編成においても、前年度の予算執行率の低い項目については、各部会に対して内容を確認し作成しております。

また、前年度に支払承認申請のデジタル化を行い5万円超の支出については支払前の承認をし、会計規程に沿った対応をしております。今後も適正な財務運営に努めてまいります。



広報部
高栖 啓敬

この度、広報部長を拝命いたしました近畿会の高栖啓敬です。広報部では、税理士の皆様にTAINSの魅力や利便性をわかりやすく伝えることを使命としています。デジタル化や生成AIなど新しい技術が急速に広がる中で、情報発信の在り方も変化を求められています。今後は「親しみやすく、役立つ広報」をテーマに、会員の声を反映した情報提供を進め、TAINSをより身近に感じていただけるよう努めます。多くの方々に関心を持っていただき、利用が広がることで、税理士業務の更なる発展に寄与できればと考えております。



ユーザーサポート部
小林 英樹

二期目のユーザーサポート部長を拝命いたしました小林英樹です。
ユーザーサポート部の所掌事項としては、TAINSの操作研修や、マニュアルの作成、ホームページの制作及び運用、会員向けの情報の発信等です。

具体的な取り組みとしては、TAINSホームページのリニューアル、よくある質問「QA」の見直し、ログイン後の検索トップページのリニューアル、各種操作に関するマニュアルの整備、TAINSの使い方に関する研修会の開催など、TAINS会員の皆様の利便性の向上につながる施策を行っていく予定です。

TAINSがより身近なものとして会員の皆様の業務に役立つ存在となるように、引き続きサポートを行っていききたいと思います。



システム部
西田 和生

このたびシステム部長を拝命しました。近畿会の西田和生です。
システム部では会員向け検索システムの構築、編集システムの改修など、各部と連携しベンダー折衝を通じてTAINS全体の利便性向上を推進しています。

生成AI技術が急速に進化する中、「税理士のためのデータベース」の最適な形を追求し、会員の皆様に有益な情報を提供するシステム構築を今期の最重要課題として取り組みます。AI時代に対応した、より使いやすく価値あるプラットフォームの実現を目指します。ご意見、ご要望をお寄せください。



データベース部
田川 哲

データベース部長を拝命しました田川哲です。所属会は南九州税理士会です。
データベース部は、「判例、裁決、通達、行政文書、相談事例、その他税法に関するデータを編集して税法データベースに収録する」ことを所掌しています。

収録するデータには新しいコンテンツを加えてユーザーの皆さんが実務に役立つデータを管理・運用しています。

その中で便利な機能として、本文の重要な箇所をまとめた「概要」、注目度の高い判決等を税理士視点でまとめた「要点」を収録しています。その他にも情報公開法による開示情報として取得した課税庁内部資料等も収録しています。

是非、ログインして体験してください。

従たる事務所長紹介



東京税理士会
真砂 美穂

従たる事務所長に就任いたしました東京税理士会の真砂美穂です。3期目を迎え、引き続き皆様の業務支援に努めてまいります。TAINSの豊富なデータベースに加え、今後は生成AIなどの最新技術も積極的に活用し、より効率的で使いやすいサービスの提供を目指したいと考えています。税理士業務のDX化を推進し、会員の皆様の業務負担軽減に貢献できるよう取り組んでまいります。



東京地方税理士会
大山 浩一郎

この度、東京地方事務所長に就任しました大山浩一郎です。前任者に引き続き、TAINSの広報周知、入会勧奨に努めます。会報誌等を通じて税務に関する判例等を紹介し、業務上の判断材料に活用していただけるよう、より身近なTAINSを目指したいと考えております。



千葉県税理士会
増嶋 英昭

千葉県税理士会の新任の増嶋英昭です。多くの方にTAINSの魅力と活用価値をご理解して頂くことが必要だと思います。私自身がTAINSを積極的に活用し必要性を感じて、会員を増やして参ります。



関東信越税理士会
横田 晃一

関東信越税理士会の従たる事務所長を務めさせていただきます横田晃一です。1期目ということもあり、どこから初めて良いか手探りの状況ですが、まず日頃からデータベースを活用している会員に、雑誌目次検索などTAINSを使うメリットを伝えていきたいと考えています。その上でTAINSの利用が拡大することを目指し、多くの会員に参加していただけるよう活動して参ります。



近畿税理士会
高栖 啓敬

近畿税理士会の高栖啓敬です。令和7年度、従たる事務所長を拝命いたしました。TAINSの有用性をより多くの皆様に知っていただけるよう、支部と連携した周知や研修に努めてまいります。利用が広がることで業務の効率化に繋がりを、皆様に役立つ存在となるよう取り組んでいきたいと考えています。



北海道税理士会
田中 慎也

北海道税理士会の従たる事務所長の田中と申します。昨今AIの発展がとても速く進んでいる中で、TAINSの利便性も、これからますます変わっていく可能性があります。そうした変化や新しい使い方を会員の皆さまにわかりやすくお伝えし、より便利に活用していただけるよう努めてまいります。



東北税理士会
高橋 克史

東北税理士会の高橋克史です。東北事務所の所長を担当することになりました。税理士業務にとってTAINSの活用が有意義であるというPRができるよう、目的を持って分かりやすく伝えたいです。今後の利用促進に繋がる活動を目指します。



名古屋税理士会
高桑 誠一

名古屋事務所長を拝命いたしました高桑誠一です。名古屋税理士会会報誌等への情報提供を通じて、TAINSの有用性をPRし1人でも多くの新規会員獲得を目指します。判例検索だけでなく研修動画や日本法令のJapplic書式集など日常業務にも役立つことを広く知っていただきたいと考えています。

従たる事務所長紹介



東海税理士会
高林 良樹

東海税理士会の高林良樹です。昨年に引き続きTAINS研修会を開催して会員増強に努めてまいります。

また、協同組合に協力していただき、税務関係書籍購入助成の選択肢の中にTAINS会費6か月分の助成施策を入れていただきました。新入会員に対しては、証票交付式においてTAINSの紹介をするとともに、上記の施策説明を行い加入促進を図っております。



北陸税理士会
中村 総一郎

この度、新たに従たる事務所長に就任いたしました北陸税理士会の中村総一郎と申します。

昨今、税制の複雑化、AIの進展、また業務のDX化の要請の高まりに応じて、TAINSの提供するサービスの価値はいつそう高まってきているものと感じています。理事の一員として、TAINSの価値を会員にあまねく周知するよう努めて参りたいと思います。皆様のご指導を、何卒よろしくお願い申し上げます。



中国税理士会
井上 徹

この度の役員改選により中国事務所長を務めさせていただくことになりました。

TAINSのよさ、便利さを積極的にアピールして新規の会員獲得につなげて行きたいと思っております。

また、使い勝手の改善等につきましても積極的なご意見をお寄せいただけるとありがたいです。



四国税理士会
佐々木 敏雄

この度、役員改選により従たる事務所長に就任しました四国税理士会の佐々木敏雄です。

TAINSの広報周知、研修会の開催等を積極的に実施し、会員の増強に力を注ぎたいと考えています。ご意見、ご要望をお待ちしております。



九州北部税理士会
小林 英樹

三期目の九州北部事務所長を拝命いたしました小林英樹です。

九州北部事務所としては、税理士会会報誌へのTAINSの最新情報の提供、TAINSの操作説明研修会、TAINSを用いた業務に役立つ研修会等を開催し、広報活動に力を注ぎたいと思っております。



南九州税理士会
幸松 慎太郎

南九州税理士会の従たる事務所長を拝命しております、幸松慎太郎と申します。2期目を迎えました。会報や研修会でのPRを中心に一層のTAINSの普及・利用拡大に努めてまいります。会員の皆様にとって便利な操作や検索機能などの周知にも力を入れたいと思っております。



沖縄税理士会
新里 和也

この度、沖縄の従たる事務所長に就任いたしました、新里和也です。

具体的な取り組みはこれからですが、多くの方にTAINSの魅力を伝えられるように、できることなら、楽しく活動していきたいと思っております。そのためにも、まず自分自身TAINSと分かり合うことから始めたいと思っております。皆様、TAINS様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「資産から生ずる収益」の人的帰属に関する 最近の3つの裁判例

立命館大学法学部教授 望月 爾

はじめに

近年、所得の人的帰属をめぐる、法律（私法）上の権利関係と資産から生ずる収益（所得）の帰属とが一致せず裁判で争われるケースが目立っている。所得の人的帰属については、所得税法 12 条や法人税法 11 条の実質所得者課税の原則が適用され、資産から生ずる収益（所得）は、原則として、その資産の「真実の権利者（所有者）」に帰属するものとされている¹。たとえば、利子所得はその元本である預金等、不動産所得はその不動産の所有者の所得となる。課税実務でも、所得税基本通達 12-1 が示すように「その収益の基因となる資産の真実の権利者」が誰か、それが明らかでない場合には「その資産の名義者が真実の権利者」と推定されることになる。

ところが、私法上の法律関係の複雑化に伴い、資産から生ずる収益について、必ずしもその基因となる資産の権利者（所有者）に帰属すると判断されない事案もみられるようになってきている。本稿では、資産から生ずる収益（所得）の人的帰属について争われた①東京地判令和 4 年 2 月 1 日（パークレイズ銀行事件）、②大阪高判令和 4 年 7 月 20 日（使用貸借契約事件）、③東京高判令和 7 年 5 月 29 日（自衛隊用地事件）の最近の 3 つの裁判例を紹介し、その判断のあり方について検討したい。

1. 東京地判令和 4 年 2 月 1 日（パークレイズ銀行事件）²

(1) 事実の概要

銀行業を営む外国法人である X（原告）の東京支店

（以下「東京支店」という。）は、事業資金を調達するために、英国ロンドン市にある X の本店（以下「ロンドン本店」という。）に対して社債（以下「本件社債」という。）を発行し、ロンドン本店は、ルクセンブルグにある外国法人かつ X の完全子会社である A 社に、A 社は、内国法人である B 社に順次本件社債を譲渡した。

X の東京支店は、本件社債発行以前にはロンドン本店から本支店間融資取引として資金調達を行っていたが、X の英国税法上の外国税額控除の計算において日本での課税額が控除できず多額に繰り越されていた。そこで、本支店間融資取引の経済的実質を変えずに、当該繰越額を活用すべく、本件社債を英国外の第三者である B 社が保有する資金調達方法（以下「本件資金調達取引」という。）がとられることになった。

本件資金調達取引において、ロンドン本店は、本件社債の発行と引換えに東京支店に支払う資金を調達するため、A 社との間で、ファイナンス契約（以下「本件ファイナンス契約」という。）を締結し、本件社債を A 社に 25 億ポンドで譲渡し、A 社はロンドン本店に対して平準化返済金額を支払うことになっていた。平準化返済金額とは、本件社債の利払い日においては、東京支店が本件社債について支払う金額に相当する金額で、本件ファイナンス契約終了日においては、当該支払日時点の本件社債の公正価格である。

また、B 社は、X の英国子会社 C 社からの資金参加を得て、A 社やロンドン本店と資産担保ローン契約（以下「本件資産担保ローン契約」という。）を締結し、

¹ 所得の人的帰属については、金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021 年）182 頁、清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013 年）72 頁、谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007 年）179 頁、佐藤英明「所得の人的帰属をめぐる裁判例の概観」税務事例研究 149 号（2016 年）26 頁、田中治「所得の人的帰属の判断基準」同法 72 巻 7 号（2021 年）33 頁ほか参照。

² 税資 272 号順号 13665（TAINS コード Z272-13665）。

A社に対して本件社債をロンドン本店から購入するための資金を貸付け、担保余剰金額を支払うことを約していた。そして、A社はB社との間で譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保契約」という。）を締結し、B社に本件社債を譲渡した（以下、本件社債の譲渡に係る各契約を「本件各契約」という。）

本件社債の利子（以下「本件利子」という。）は、東京支店からB社の口座に支払われていたところ、Xはその収益を実質的に享受している者はB社又はロンドン本店であるとして、本件利子の各支払に際して源泉徴収をしなかった。これに対して所轄税務署長は、本件利子の収益を実質的に享受している者はA社であり、本件利子の各支払は外国法人に対する利子の支払に当たるとして、本件利子についての源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び各不納付加算税賦課決定処分（以下「本件各処分」という。）を行った。これを不服としたXは、本件各処分の取消しを求めるとともに、本件各処分に基ついてされた源泉所得税の本税、不納付加算税及び延滞税の各納付は法律上の原因なく行われたものであるとして、国に対し、過納金として53億4,717万6,776円の還付及びその還付加算金の支払を求め本訴を提起した。

本件の争点は、本件利子の実質所得者（所得税法12条）がロンドン本店であるかA社であるかである。なお、B社が本件利子の実質所得者ではないこと、ロンドン本店が本件利子の実質所得者である場合には、Xに本件利子に係る源泉徴収義務が生じないことは、当事者間に争いはない。

(2) 判決の要旨

東京地判令和4年2月1日は、本件社債の利子の人的帰属について、「所得税法12条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する旨規定しているところ（実質所得者課税の原則）、その趣旨は、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判断すべきとするものと解され、本件の課税物件である本件利子の実質所得者を判断するに当たっては、本件利子に係る経済的損益の帰属先のほか、本件資金調達取引全体の仕組み、本件資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、本件資金調達取引の実施状況など諸般の事情を総合的に考慮すべきものと解され

る。」という判断の枠組みを示した。

それをふまえて、本判決は、その判断の枠組みに事実を当てはめて、「…かかる本件利子の経済的損益の帰属先も含めた本件資金調達取引の仕組み、本件資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、本件資金調達取引の実施状況に鑑みれば、本件利子に係る収益については、実質的にロンドン本店が支配するものであり、B社あるいはA社が当該収益を支配するものではないというのが、本件資金調達取引の関係者間の真実の法律関係であると認めるのが相当であり、ロンドン本店が本件利子の実質所得者であるというべきである。」と判断し、Xの請求を認容した。

(3) 本判決の意義と評価

本判決は、その判断の枠組みとして法律的帰属説の立場をとりつつ、本件資金調達取引の全体の仕組みや経緯、関係者の認識、実施状況などの個別具体的な事情を総合的に考慮して、その「実質的な支配」から「真実の法律関係」として本件利子がロンドン本店に帰属するものと判断した。

本件社債は、ロンドン本店からA社、B社と譲渡されており、その法律関係を形式的にみれば、本件利子はA社ないしはB社に帰属すると判断することもできる。しかし、本判決は、資産に係る権利と利子に係る権利とは同一のものではないことや、両者の帰属が分離し得ることを指摘したうえで、「元となる資産の帰属は利子の帰属を判断する事情の一つにすぎない」と判示し、本件利子がロンドン本店に帰属するものと判断した。

本判決は、外資系銀行の本支店間の資金調達に関する特殊な事案ではあるが、社債利子という「資産から生ずる収益」の人的帰属について、法律的帰属説の立場から資産に係る権利とその資産から生じる収益に係る権利を分離して、取引全体の個別具体的な事情を総合的に考慮し、「実質的な支配」の主体を認定して所得の人的帰属を判断している。本判決については、「実質的な支配」の意義や総合的に考慮されるべき個別具体的な事情、法律的帰属説をとりつつも本件各契約に必ずしも沿った判断となっていないことなど、疑問の余地が残るものの、その「支配」の判断基準として、取引全体の収益獲得のリスクを誰が負っているかを重視したことなど、今後の実務に一定の影響を与えるものと思われる³。

2. 大阪高判令和 4 年 7 月 20 日（使用貸借契約事件）⁴

(1) 事実の概要

X（原告・被控訴人）は、農業に従事するとともに、多数の不動産を所有し賃貸料収入を得ていたところ、平成 26 年 1 月まで、自らが所有し駐車場として賃貸していた 2 つの土地について、同年 1 月 25 日付けで、X の長男 A 及び長女 B と各土地の使用貸借契約（以下「本件各使用貸借契約」という。）をそれぞれ締結した。さらに同日、A 及び B に対して各土地上に敷設されたアスファルト舗装等を贈与する旨の各贈与契約（以下「本件各贈与契約」という。）を締結した。本件各贈与契約の契約書には、その物件上において X が営む駐車場賃貸借契約について、A 及び B がその地位を引き継ぐこととする旨が記載され、X と A 及び B の署名・押印がされていた。そして、この贈与契約に基づき A 及び B は贈与税の申告を行っていた。

上記の契約以後、各不動産管理業者と各駐車場管理契約において、賃料等の振込先を A 又は B 名義の預金口座に変更する旨の契約をし、平成 26 年 2 月以降の各賃料（以下「本件各駐車場収入」という。）は、A 又は B の口座に振り込まれていた。これを受けて X は、本件各駐車場収入について、平成 26 年 1 月分までは X 自身の不動産所得として、同年 2 月分以降は A 又は B の不動産所得として、平成 26 年分の確定申告を行った。

その後、平成 27 年 9 月 8 日に X に対する所得税等の税務調査（以下「本件調査」という。）を経たのち、平成 29 年 1 月 24 日、X は平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税について、本件確定申告書に誤りがあったとして、更正の請求をしたところ、所轄税務署長は、更正すべき理由がない旨の通知処分をするとともに、A 又は B の名義で賃貸された土地の賃料に係る収益は X に帰属するとして、増額更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件更正処分等」という。）を行った。そこで X は、本件各更正処分等の一部の取消しを求めて、審査請求を経た上で本訴を提起した。

本件の主な争点は、平成 26 年 2 月以降の本件各駐車場収入が、X に帰属するか否かである。具体的には①本件各使用貸借契約の成否と、②所得税法 12 条の適用の可否が争われた。

第一審の大阪地判令和 3 年 4 月 22 日は、本件各使用貸借契約書の記載どおり、本件各使用貸借契約は成立したと認めたとうえで、「使用貸借契約は対価を払わないで他人の物を借りて使用収益する契約であるから（民法 593 条）、A 又は B は、平成 26 年 2 月以降、X から、本件各土地の使用収益権を与えられたことになる。そして、A 又は B は、本件各土地の使用収益権に基づき、第三者との間で賃貸借契約を締結し、本件各土地の賃借人から本件各駐車場収入を得ることになる。」と判示した。そのうえで、「所得税法上、本件各駐車場収入は、X に帰属するとは認められず、A 又は B に帰属すると認められる。」ものと判断し、X の請求の一部を認容した。これを不服とした国は控訴した。

(2) 判決の要旨

控訴審の大阪高判令和 4 年 7 月 20 日は、地裁判決と同様に本件各使用貸借契約は成立したと認めたものの、「本件各取引は、亡 X の相続にかかる相続税対策を主たる目的として、亡 X の存命中は、本件各土地の所有権はあくまでも亡 X が保有することを前提に、本件各土地による亡 X の所得を子である A 及び B に形式上分散する目的で、同人らに対して本件各使用貸借契約に基づく法定果実取権を付与したものにすぎないもの」と判示した。そして、「そのように亡 X が子である A 及び B に対する本件各土地の法定果実取権の付与を継続していたこと自体が、亡 X が所有権者として享受すべき収益を子に自ら無償で処分している結果であると評価できるのであって、やはりその収益を支配していたのは亡 X というべきであるから、平成 26 年 2 月以降の本件各駐車場の収益については、A 及び B は単なる名義人であって、その収益を享受せず、亡 X がその収益を享受する場合に当たるといふべきである。」と判断し、原判決を取消した。

(3) 本判決の意義と評価

第一審判決は、使用貸借契約が有効に成立していることを前提として、「本件各使用貸借契約により X から A 又は B に本件各土地の使用収益権を与えられていることになるから、当該賃貸に係る賃料収入（本件各駐車場収入）は A 又は B に帰属することになる」と判断し、私法上の使用収益権の所在を重視した判断を示した。

³ 本件の評釈として、阿部雪子「判批」ジュリ 1592 号（2024 年）149 頁、伊藤剛志「判批」ジュリ 1577 号（2022 年）11 頁、長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 7 号（2022 年）31 頁、拙稿「判批」新・判例解説 Watch 租税法 No.187 法学セミナー増刊速報判例解説 vol.35（2024 年）215 頁参照。

⁴ 税資 272 号順号 13735（TAINS コード Z272-13735）。第一審：大阪地判令和 3 年 4 月 22 日税資 271 号順号 13553（TAINS コード Z271-13553）。

それに対して本判決は、使用貸借契約が有効に成立していることは認めながらも、実質所得者課税の原則の適用については、土地所有者である亡 X が収益を享受する権利者であるという判断を下した。その理由として、大阪高裁は、使用借主に法定果実取権を認めながらも、「使用貸借に基づく法定果実取権を付与されたことで、当然に実質的にも本件各土地からの収益を享受する者と断ずることはできない」とし、「亡 X が所有権者として享受すべき収益を子に自ら無償で処分している結果である」と判示した。しかし、本判決が私法上有効に成立している使用貸借契約及びその法的効果として A 及び B に付与された使用収益権と切り離して所得の帰属の判断を行ったことは、所得税法 12 条の解釈として、法律的帰属説が重視すべき私法上の法律関係との整合性という点で疑問が残る。

本判決がこのような判断を下した背景には、使用貸借契約による権利の脆弱性や、本件が相続税対策や節税（租税回避）を主たる目的としていたこと、A 及び B が X から親族間の情誼により相当の援助を受けていた関係にあったことなどの個別の事情があり、所得税法上も使用借主が当該収益の帰属主体であるとした場合、不動産の収益を簡単に家族に分散することが可能となることなどを考慮したものと思われる。このような取引当事者の意図や個別の事情を考慮することは必要な場合もあるが、解釈論として、所得税法 12 条に親族間の所得分散の抑止という目的を読み込むことには無理があるといえよう⁵。

なお、本判決も、前述のパークレイズ銀行事件と同様に、所得税法 12 条の「収益を享受」について、その収益の「支配」により判断しているが、その具体的な判断の基準やあり方は示されていない。

3. 東京高判令和 7 年 5 月 29 日（自衛隊用地事件）⁶

(1) 事実の概要

一般社団法人 X（原告・控訴人）は、前身である社団法人の時代から、自らが所有名義人である土地を国（陸上自衛隊）に演習場等の用地として貸し付けていた。X は、これらの土地（以下「本件各土地」という。）を国に貸し付けたことにより得た賃貸料（以下「本件各賃貸料」という。）に係る収入（以下「本件各賃貸料収入」という。）を、本件各土地に入会権が設定されていたとして、地権者目録記載の者（以下「本件各受給者」という。）に、事務取扱費などの名目で 3% を控除した金額（以下「本件金員」という。）を支払い、これらを別

経理としていた。そのため、X は本件各賃貸料収入を自らの法人税、復興特別法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）の申告対象としていなかった。

それに対して、処分行政庁は、平成 30 年 3 月 27 日付けで、平成 25 年から平成 28 年までの各 12 月期事業年度（以下「本件各事業年度」という。）において、本件各賃貸料収入を X に帰属するとして益金（法人税法 22 条 1 項）の額に算入したうえで、本件各受給者に対する支払額が寄附金の額（法人税法 37 条 7 項）に該当するとした本件各事業年度の法人税の各更正処分（以下「本件法人税各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件法人税各賦課決定処分」という。）などの処分（以下「本件各処分」という。）を行った。これを不服とした X は、本件各処分の一部取消しを求めて、審査請求を経たうえで、本訴を提起した。

本件の主な争点は、本件各賃貸料が、X の収入として法人税法 22 条 1 項所定の「益金の額」に算入されるか、すなわち、本件各賃貸料収入が X に帰属するかどうかである。また、控訴審では、その判断の前提として、本件各土地の賃貸料の収受を目的とする入会権の存否が争われた。

第一審の静岡地判令和 5 年 9 月 21 日は、本件各土地には、X 名義で所有権登記が経由されており、登記上、その他の権利の設定や変更等はされていないことや、本件各土地は、一般社団法人に移行前の頃から X の基本財産とされ、X も、不動産賃貸業等を法人の事業の一つとしていることなどの事実を認定した。そのうえで、静岡地裁は、本件各賃貸料収入の帰属について、「X は、本件各受給者の代理人としてではなく、自ら賃貸人として本件各賃貸借契約書に署名押印したものであり、別異に解すべき特段の事情のない限り、本件各賃貸借契約の賃貸人は、本件各土地の所有者であり、本件各賃貸借契約書に賃貸人として記載されている X であって、本件各賃貸借契約に基づく本件各賃貸料は、X に帰属するものと認めるのが相当である。」と判示した。結局、静岡地裁は、本件各賃貸料が X の収入として法人税法 22 条 1 項所定の「益金の額」に算入されるものとし、X の請求を棄却した。これを不服とした X は、控訴した。

(2) 判決の要旨

控訴審の東京高判令和 7 年 5 月 29 日は、本件各土地の歴史的経緯を時代ごとに認定し、民法判例の

⁵ 本件の評釈として、木山泰嗣「判批」税経通信 78 巻 7 号（2023 年）157 頁、住永佳奈「判批」新・判例解説 Watch 租税法 No.187（Web 版 2024 年 2 月 26 日掲載）、品川芳宣「判批」T&A master 970 号（2023 年）24 頁、加藤友佳「判批」ジュリ 1599 号（2024 年）155 頁ほか参照。

⁶ 判例集未登載。第一審：静岡地判令和 5 年 9 月 21 日税資 273 号順号 13886（TAINS コード Z273-13886）。本件の詳細については、拙稿「判批」税務 QA283 号（2025 年）55 頁参照。

基準に基づいて入会権が存することを認める判断を下した。すなわち、①江戸時代から明治時代まで、本件各土地を含む山林原野は、周辺の部落の部落民により材木、薪炭、萱、下草の採取等を目的に利用され、部落民の生活・経済に不可欠な存在となっており、部落が管理していたこと、②大正時代も部落民に特定の区画地が割り当てられ、使用収益が認められていたこと、③戦前、本件各土地の荒廃が懸念されたことから、昭和 11 年に社団法人を設立して土地の所有権を移転することとし、登記もされたが、地権者の使用収益が制限されることはなかったこと、④戦後一時米軍に接収されたが、その後陸上自衛隊の演習場等として使用されることとなり、毎年賃貸借契約が締結され、昭和 45 年頃までは国との契約の締結、賃貸料の請求・受領を X に委任する承諾書が地権者の連名で作成されていたことや、昭和 55 年に取り交わされた協定では、本件各土地を含む演習場用地が「入会地」であるとされていたことなどが事実として認められた。

そして、本判決は、本件各賃貸料収入の帰属について、「法人税法 11 条は、基準としての明確性や法の予測可能性の見地から、課税物件の帰属を私法上の法律関係の枠内で捉えてその形式（外観上の法律関係）と実質（真実の法律関係）とがかい離している場合に、実質に即してその帰属を判定すべきことを定めたものと解するのが相当であり、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であってその収益を享受しないか否かについては、当該名義人が当該収益を法的に支配しているか否かが判断の要素になるといべきである。」という判断の枠組みを判示した。

それをふまえて、東京高裁は、本件各賃貸料が、入会権者である地権者に帰属するものとして、X の他の財産が混入しない専用の口座に分別管理され、収入支出予算書に計上せず X の総会の承認を得ることもなく地権者に分配されており、X は事務手数料としてそのうちの 3% を取得したにすぎないことや、国との間で毎年取り交わされる賃貸借契約も、当初は、X が本件各土地の地権者を代理して締結していたものであり、その後、X が賃貸人とされたのは、本件各土地の所有者が X であることを踏まえた手続上の理由によるものにすぎないことなどを指摘した。結局、本判決は、上記の判断基準に基づき、「X は本件各賃貸料収入に係る収益を法的に支配しているとはいえず、本件各賃貸借契約も、実質的には国と地権者との間において締結されたものであって、X は、本件各賃貸借契約における単なる名義人にすぎないといべきであり、本件各賃貸料収入のうち地権者に支払われた本件金員に対応する部分の収益を享受していないと認めるのが相当である。」とし、原判決を取消し、X の請求を認容した。

(3) 本判決の意義と評価

本判決は、法人税法 11 条の実質所得者課税の原則について、基準としての明確性や法的予測可能性の見地から、「課税物件の帰属を私法上の法律関係の枠内で捉えてその形式（外観上の法律関係）と実質（真実の法律関係）とがかい離している場合に、実質に即してその帰属を判定すべき」という判断基準を示した。

従来から本件各賃貸料のような「資産から生ずる収益」の帰属については、法律的帰属説に基づいて、「その資産の基因となる資産の真実の権利者」に帰属するものと解されてきた。ところが、前述の最近の 2 つの裁判例では、私法上の法律関係から離れて、各事案の個別の事情から実質的な支配を認定して、所得の人的帰属を判断していた。

それに対し、本判決が、法人税法 11 条の実質所得者課税の原則について、基準としての明確性や法的予測可能性の見地から、改めて「私法上の法律関係の枠内」で捉えて課税物件の帰属を判定すべきという判断のあり方を示したことは重要であり、所得の人的帰属について法律的帰属説を通説・判例とする立場から、妥当な判断といえる。

また、本判決が「形式（外観上の法律関係）と実質（真実の法律関係）とがかい離している場合に、実質に即してその帰属を判定すべき」とし、本件各土地の歴史的経緯を丁寧認定して、本件期間の賃貸契約や登記の名義などの形式から離れて、私法上の入会権の存在を前提とする実質、すなわち「真実の法律関係」から判断したことも評価できる。

なお、前述の 2 つの最近の裁判例でも、収益の実質的「支配」を基準に判断していたが、その「支配」をどのように解釈するかについて明確に示されていなかった。その意味で本判決が、「支配」概念について、「当該収益を法的に支配しているか否か」という判断基準を示したことも重要といえ、今後の裁判所の判断や実務に与える影響が注目される。

4. 資産から生ずる収益の人的帰属の判断のあり方

最初に述べたように、資産から生ずる収益の人的帰属について、所得税法 12 条や法人税法 11 条の実質所得者課税の原則が適用され、資産から生ずる収益（所得）は、原則として、その資産の「真実の権利者（所有者）」に帰属するものとされている。判例や裁判例のほとんどは、所得を生ずる資産の私法上の真実の権利者を認定して、その者に所得が帰属すると判断している。たとえば、妻が夫の所有する株式を包括的な委任を受けて運用している場合の所得の人的帰属について、その取引から生じた所得を当該株式の所有者である夫の所得と判断した事案（熊本地判昭和 57 年 12 月 15 日訟月

29 卷 6 号 1202 頁：株取引包括委任事件）などがある。また、この判断基準は資産が共有されている場合にも当てはまり、賃貸不動産が共有されている場合には、そこから得られる不動産所得も原則として共有持ち分に応じて共有者に帰属することになる。さらに、共同相続人間で共有されている資産が譲渡された場合についても、譲渡所得は法定相続分に応じて各相続人に帰属するものと判断した裁判例がある（横浜地判平成 3 年 10 月 30 日判時 1440 号 66 頁）⁷。

しかし、今回紹介した 3 つの裁判例のように、私法上の法律関係の複雑化に伴い、資産から生ずる収益について、必ずしもその基因となる資産の権利者（所有者）に帰属すると判断されない事案もある。たとえば、家族名義の株式取引による損益の帰属者について争われた裁判例において、裁判所は株式から生ずる収益について、その名義によらず、「誰が資産財貨の取得のために出捐したのか、誰が資産財貨に対する管理処分を行い、誰が資産財貨から得られる利益を享受しているか」という観点から判断されるべきである」として、経済的成果の獲得のための準備からその成果物の支配に至る行為の主体が誰かということに着目して実質的に判断すべきとしたものがある（東京地判平成 5 年 9 月 6 日行集 44 卷 8・9 号 747 頁）⁸。

ここで、資産から生ずる収益の帰属について、着目すべき「支配」の実質的な判断の基準やあり方が問題となる。従来 of 学説においても、資産や収益に対する事実上の「支配」や「支配関係」を所得の人的帰属の判断基準とする見解があった。木村弘之亮教授は、所得の人的帰属の原則は収益（所得）が所有者（名義人）に帰属するという「法的所得課税のルール」であるとしたうえで、例外として所得税法 12 条が適用され、その解釈は経済的帰属説に基づいて、所有者（名義人）以外に収益が帰属する例外的場合として、所有者（名義人）以外に資産（および収益）に対して事実上の支配力を行使する者がいれば、その者に帰属するという見解を示されていた⁹。また、吉良実教授も、経済的帰属説を支持する立場から、「『所得の帰属者』とは、所得という経済的な利益が特定的人格者に結合し、それを支配し、占有するに至った者、ということである。」と説明されていた。そして、そのような結合関係・支配関係・占有関係等が生じているかどうかの判定に当たっては、必ずしも法律的な評価によることを必要と

せず、私法上の形式的「取得」の要件を備えているかどうかという評価（所有権を有しているかどうかという評価）を要せず、所得という経済的な利益の効果が現実的に及んでいるかどうか（事実上享受し占有しているかどうか）という観点から判定すればよいという見解を示されていた¹⁰。ただし、これらの見解はいずれも所得の人的帰属について、経済的帰属説の立場から資産や収益への事実上の支配力の行使や支配関係を判断基準とするものであった¹¹。

それに対し、通説および判例や、本稿で紹介した 3 つの事案も含めて裁判例の多くも、法律的帰属説の立場をとっており、私法上の法律関係に基づいて、「真の権利者」を判断すべきとしている。その点でいえば、最後に紹介した自衛隊用地事件のように、所得税法 12 条や法人税法 11 条の実質所得者課税の原則の適用に当たっては、基準としての明確性や法的予測可能性の見地から、あくまで「私法上の法律関係の枠内」で捉えて課税物件の帰属を判定すべきであり、収益の実質的「支配」を基準に判断する場合も、「当該収益を法的に支配しているか」で判断することが望ましいといえよう。

おわりに

所得の人的帰属については、所得税法 12 条や法人税法 11 条等に「実質所得者課税の原則」として定めがおかれているものの、そもそも人的帰属の原則を規定しているわけではなく、その具体的な内容や判断基準は必ずしも明らかといえない。判例や学説では、一般的には法律的帰属説がとられているとされるが、最高裁が明確に同説の立場をとることを判断した判決はなく、学説においても論者によって見解はさまざまに「法律的帰属説」の意味する内容や判断基準も異なっている。

本稿では、資産から生ずる収益の帰属についてみてきたが、事業から生ずる収益についても、法律的な意味で、その事業を実質的に経営している人（経営主体）、すなわち「事業主」に帰属するものとされているが、この事業主の判断についても、法律上の名義と実質とが通常一致するはずであるものの、名義人とは異なる者が実体上その帰属先である場合もあり、それを示す特別の事情を立証しなければならない。その立証も資産から生ずる収益と同様に困難な場合が少なくないが、その点については別の機会に論じたいと思う。

⁷ 佐藤英明『スタンダード所得税法（第 4 版）』（弘文堂、2024 年）315 頁。

⁸ 田中・前掲注 1）58～59 頁。

⁹ 木村弘之亮『租税法総則』（成文堂、1998 年）167 頁。

¹⁰ 吉良実『実質課税論の展開』（中央経済社、1980 年）271～272 頁。

¹¹ アメリカ法も所得の人的帰属に関する判例法理である「所得移転の法理（assignment of income doctrine）」において、所得への「支配」により判断している（田中晶国『所得の帰属法理の分析と展開』（成文堂、2019 年）11 頁、37～38 頁参照）。

TAINSメールニュース No.728 2025.07.03

無償返還届出書が提出されている場合の地主個人の譲渡所得の総収入金額は？

(令07-01-17 大阪地裁 棄却 Z888-2737)

原告は、所有している本件各土地をA社（原告が代表者）に建物所有目的で賃貸し、A社は本件各土地上に建物を所有していましたが、原告及びA社は、本件不動産をB社に売却しました。原告は、譲渡所得につき、A社との合意に基づき土地代金の80%を収入金額として申告したところ、処分行政庁から、更正処分等を受けた事案です。原告及びA社は、本件各土地の賃貸借について、無償返還届出書を提出しており、譲渡所得の総収入金額に本件各土地に係る借地権価額相当額を算入すべきか否かが争点になりました。

大阪地裁は、次のように判断し、原告の主張を棄却しました。

無償返還届出書が提出されている場合の、借地権部分に相当する経済的価値の移転の有無について、地主が個人で借地人が法人である場合には、地主の譲渡所得に係る課税

関係においても、地主が自ら届け出た経済実態〔借地権部分に相当する経済的価値が借地人に移転していない結果として、当該土地賃貸借契約の相手方である地主の下に借地権部分に相当する経済的価値が残っているという経済実態〕を前提にした取扱いがされるべきものと解される。

本件各土地の売買価額から借地権相当額の20%相当額を控除した金額が原告の取得する売買代金である旨合意し、売買代金を精算したことが認められるが、借地人には、借地借家法上の借地権が帰属しているものの、課税関係においては借地権部分に相当する経済的価値が移転していないものとされており、原告の譲渡所得の金額の計算においては、総収入金額に本件各土地に係る借地権価額相当額を算入すべきである。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2737

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.729 2025.07.10

寄附金～建物の請負工事代金のうち関連法人に支払った金額は資金の贈与～

(令06-12-10 公表裁決 一部取消し・棄却 J137-2-03)

本件は、請求人が支払った建物等の請負工事代金のうち、建設会社及び建築士が請求人の関連法人（N社、P社及びQ社）に支払った金額（支払額1、2及び3）には、金銭を対価なく移転するものが含まれており、その支払額が法人税法第37条第7項の寄附金の額に該当するか否かが主な争点となった事案です。

審判所は、次のとおり判断し、原処分の一部を取り消しましたが、請負代金等に含めて契約書を作成していた行為を「仮装」に該当すると認定し、青色申告の承認の取消事由があったとして、その承認取消処分は適法と判断しています。

本件支払額1及び本件支払額2については、本件建設会社及び本件建築士がN社、P社及びQ社から何ら役務の提供

を受けていないにもかかわらず、請求人の指示に従って支払われたものであることに加え、請求人は、本件建物等工事等に係る契約書等の請負代金等に本件支払額1及び本件支払額2に相当する金額を含めて当該契約書等を作成していた。これらに相当する金額は、金銭を対価なく移転するもの（資金の贈与）であると認められ、かつ、通常の経済取引として是認することができる合理的理由は認められないから、寄附金の額に該当する。

本件支払額3については、本件建設会社がN社及びP社に対し本件構築物工事に係る資材の購入等の対価として支払をしたものと認められることから、資金の贈与の額であると認めることはできない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 J137-2-03

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

TAINSメールニュース No.730 2025.07.17

バカラ所得（一時所得）の収入すべき時期と外れチップの経費性

(令07-02-27 東京地裁 棄却 Z888-2739)

海外（米国、シンガポール、マカオ）のカジノ施設においてバカラを行っていた原告は、バカラにより得た所得はないものとして申告したところ、税務署長から、予想的中したゲームごとに、配当として得たチップの額面相当額（収入）から同ゲームに賭けたチップの額面相当額（支出）を控除して一時所得の金額を算定すべきであるとして、更正処分を受けました。原告は、バカラ所得の収入は各プログラム等の終了時のチップの残高に係る経済的利益であると主張しましたが、東京地裁は、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

原告の主張は、各プログラム等において行われた各ゲームを一体とみた上での収入とは何かを検討したものであると解されるが、バカラにおいては、各ゲームの勝敗に応じて、ライブチッ

プの配当又は没収が都度行われる等、各ゲームはそれぞれ独立しているものといえる。したがって、原告は、予想的中した時点で、ライブチップに係る経済的利益を得るための権利行使が可能になったといえるから、その時点をもって、収入の原因となる権利が確定したものと解される。

原告は、本件バカラにおいて予想的中した場合にはこれを原因として配当であるライブチップを得ることができるから、当該配当に個別に対応する支出は、当該ゲームに賭けたチップの額面相当額といえる。これに対し、当該配当に個別に対応しない支出、すなわち、予想が外れたゲームに賭けたチップの額面相当額は、何ら収入を発生させるものではないから、本件バカラ所得に係る総収入金額から控除されるべきものではない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2739

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)



TAINSメールニュース No.731 2025.07.24

3社の同族会社への無利息貸付／経済的合理性を欠くとして行為計算否認！

(令06-06-10 非公開裁決 棄却 F0-1-1683)

納税者が、同族会社3社に無利息で金銭の貸付をしたところ、課税庁が、納税者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものであるとして同族会社の行為又は計算の否認規定を適用し、受取利息相当額の雑所得があるとして所得税等の更正処分等をした事案です。

審判所は、以下のとおり、納税者の請求を棄却しました。

本件貸付は、各社に需要が生じた資金を融通するなどの目的で行われたものであるところ、いずれも総額で多額に及ぶ金銭を無利息、無期限、無担保で貸し付けるものであって、その融資条件は、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは大いに異なる点があるというべきである。

個々の貸付における貸倒れリスクの有無は飽くまで当該貸付における貸付金額等に左右されるというべきものであるところ、本件貸付がいずれも総額で多額に及んでいることからすれば、各社に本件貸付に係る貸倒れリスクがないとはいえず、このことは、金融機関からの借入れとスワップ取引を組み合わせた一体の取引によって実質的にマイナス金利での資金調達を行った実績があるからといって左右されるものでもない。実質的に貸倒れリスクがないなどとする納税者の請求は認められない。

(編集員からのひとこと)

平和事件も多額(3455億)であったことが主な理由でしたが、この事例は、金額部分が全て黒塗りでした。どれ程、高額だったのでしょうか?

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-1-1683

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.732 2025.07.31

取引相場のない株式／評価通達6による評価額に平等原則違反なしと判断！

(令07-06-19 東京高裁 請求棄却 上告等 Z888-2742)

被控訴人らは、相続開始直前、臨時株主総会で普通株式1株につき40円を配当すること、第三者割当てにより新株発行をすることを決議し、被相続人は新株発行に係る株式を引き受けました(新株発行等)。A社株式について、被控訴人らは、評価通達に基づき併用方式により評価(1株当たり1858円)すべきであるとして、更正の請求をしましたが、松本税務署長は、評価通達6を適用し、純資産価額方式により評価(1株当たり3443円)すべきであるとして、更正処分等を行いました。東京地裁(Z888-2738)は、平等原則に反するとして更正処分等の取消請求を認容しました。一転して、東京高裁は、次の事情が認められることから、平等原則に違反しないとして更正処分等を相当としました。

新株発行等がされたことにより、軽減される相続税の額(9億7872万円)、割合(5割未満)等を総合的に考慮して判断すると、被控訴人らの相続税の負担は著しく軽減されることになる。新株発行等に至る認定の経過によれば、被控訴人乙が、新株発行等が近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において被控訴人らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待してあえて新株発行等を行ったことは明らかというべきである。

評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と被控訴人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2742

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.733 2025.08.07

代表者以外の取締役らが行った工事代金の水増し請求に重加算税は賦課できるか！

(令06-06-04 仙台高裁 原判決取消し Z888-2741)

F社の取締役と従業員そして取引先A社の社長は、F社に対し工事代金の水増し請求(本件不正行為)を行っていました。F社は、課税庁から、水増し金額分は役務の提供を受けた対価とは認められず、これを損金の額に算入することも、仕入税額控除もできないなどとして、法人税や消費税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受けました。仙台地裁(Z273-13917)は更正処分は適法であるとしましたが、重加算税については、取締役らが、F社から外注先や外注費の決定権限を与えられていたわけではなく、取締役らの行為をF社の行為と同視できないとして処分を取り消しています。これに対し、仙台高裁は、下記のように重加算税の賦課要件を示し、本件は賦課要件を満たしているとししました。

重加算税制度の趣旨等に照らせば、法人における当該行為者の地位や役職、付与された権限と裁量の範囲、担当する業務の内容とそこでの役割等の事情を踏まえ、法人内で相応の地位と権限を有する者が、その権限と裁量を利用して、法人の業務として行った隠蔽仮装行為であると認められる場合には、特段の事情がない限り、納税者たる法人の行為として評価するのが相当であって、国税通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

本件不正行為は、法人内部において相応の地位と権限を有する者が示し合わせ、その権限と裁量を利用して、法人の業務として組織的に行った隠蔽仮装行為であって、本件不正行為を納税者たる被控訴人の行為として評価するのが相当である。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2741

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.734 2025.08.14

個別対応方式～賃貸「住宅」ブランドへの転賃は「住宅の貸付け」に該当！～

(令06-03-15 非公開裁決 棄却 F0-5-431)

請求人(不動産賃貸業を営む個人事業者)は、建物等の取得に係る課税仕入れを、課税資産の譲渡等によりのみ要するものとして控除対象仕入税額を計算し、消費税等の確定申告(平31.4.1～令元.6.30課税期間)をしました。請求人は、不動産の所有・賃貸・管理等を目的とする法人(本件法人)の業務執行社員であり、その妻が同法人の代表社員でした。本件法人に対し建物及び駐車場を賃貸し、建物については事業用・居住用の制限を設けない契約を締結していたという事案です。主に、建物の貸付けが、非課税取引である住宅の貸付けに該当するか否かが争われ、審判所は、次のとおり判断し、請求を棄却しました。

本件賃貸借契約書の契約条項についてみると、請求人


の確固として完全な意思表示に基づき、本件建物の使用用途は問わず、請求人の本心も、事業用・居住用などの制限は設けない旨記載されている。しかしながら、賃貸借の内容である本件建物の名称は、本件建築管理会社が商標登録している賃貸「住宅」ブランドが使用されていることからすれば、本件賃貸借契約は、本件法人が本件建築管理会社に対し本件建物を住宅として転賃することが前提とされていたといえる。


本件貸付けは、本件賃貸借契約において、最終的に本件建物を賃借する者により本件建物が居住の用に供されることが明らかにされているものであると認められ、別表第一第13号に規定する「住宅の貸付け」に該当し、非課税取引となる。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-5-431

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

 日本法令 Nihon Horei Co., Ltd.

 法令書式・ビジネス文書の最新コンテンツWEBサイト
Produced by Nihon Horei Co., Ltd.

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40 (マイナンバー) が利用できます。
利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。

- ◆各種申請書・届出書 ◆ビジネス文書 ◆マイナンバー関連書式 ◆電子帳簿保存法
- ◆インボイス制度 ◆契約書 民法改正対応版 ◆内容証明 ◆民法改正対応版
- ◆会社規程ハラスメント規程例・書式 ◆事例別検索 ◆ビデオライブラリ
- ◆ビジネスサポート web セミナー ◆JapplicNEXT. 収録書式一覧

TAINSメールニュース No.735 2025.08.21

同族会社への低利貸付け／経済的合理性に欠けるとして行為計算を否認！

(令06-05-15 非公開裁決 棄却 F0-1-1688)

本件は、請求人らが、同族会社に対する貸付金に係る利息を雑所得として申告したところ、原処分庁が、貸付利率が著しく低いとして、所得税法157条1項の規定を適用し、適正な貸付利率で受け取るべき利息を計算して更正処分等をした事案です。審判所は、「経済的合理性」と「適正な貸付利率」について、次のように判断しています。

本件貸付金(合計81億6000万円)のような多額の金員を、弁済期限を定めず、無担保で貸し付けたこと、本件貸付利率(大口定期預金の年利率)は、国内銀行における貸出約定平均金利の約100分の1等にすぎないこと、貸付金の原資の大部分(78億円)は、同族会社が発行した社債の償還金であり、本件貸付利率は、社債の年利率と比較して、著しく低くなっていることが認められる。

また、本件貸付けは、社債の利子について分離課税から総合課税に税制改正されることにより、請求人らに新たに生ずることが予定されていた所得税の負担を回避することを主たる目的として行われたものであると推認される。

以上によると、本件貸付けは経済的合理性を欠くものというべきである。

事業者が金員を借り入れる場合においては、取引のある銀行から借り入れるのが一般的と考えられることからすれば、独立当事者間で行われる標準的な金銭消費貸借において付されるべき利率については、事業者が銀行から金員を借り入れる際の利率を採用するのが合理的である。そうすると、適用すべき貸付利率は、国内銀行の新規かつ長期貸出しに係る貸出約定平均金利とするのが相当である。

＜検索方法＞ [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-1-1688

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.736 2025.08.28

固定資産税の登録価格／がけ地補正は合理性あり

(令07-06-25 横浜地裁判決 棄却 Z999-8527)

土地の所有者である原告が、横須賀市長により決定された土地課税台帳に登録された土地の令和3年度の価格(449万2千970円)を不服として、裁決行政庁に対し審査の申出をしたところ、裁決行政庁から、登録価格を4043万6300円に変更する旨の決定を受けたため、上記決定のうち1100万円を超える部分の取消しを求める事案です。

裁判所は、以下のとおり、原告の請求を棄却しました。

登記上の地目は雑種地で、現状は駐車場として利用されているが、旧住造法に基づいて造成され、宅地開発された住宅地の中に存在し、本件土地と同じ様相の土地に複数の建物が建築されている。このような現況及び利用状況によれば、本件土地の固定資産評価に当たっての地目は宅地であると認められる。

原告は、本件擁壁は市建築基準条例5条の「安全な擁

壁」に該当しないため、本件擁壁を撤去して新規擁壁を整備しなければ、本件土地上において戸建分譲を前提に造成工事を行うことはできず、そのためには3900万円の造成工事費が必要になるから、がけ地部分の面積によって補正率を算定する方法では、適正な時価を算定することができないと主張する。しかし、同条1項ただし書の規定によれば、本件擁壁を新規擁壁に整備する必要はないのであるから、そのような整備が必要であることなどを前提とする原告の主張を採用することはできない。

以上によれば、評価基準の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別な事情があるものとは認められない。

＜検索方法＞ [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8527

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

全税共の主な事業ご紹介

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 5つの補償(物損害・工事物・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます
- 個人賠償責任補償保険 日常生活における賠償事故を幅広く補償します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は毎月1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談
健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ
みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金)ほか

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F
TEL 03(5740)8331 FAX 03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>





ちーちゃん
(地方税担当)

TAINSメールニュース No.737 2025.09.04

貸付金債権の評価～経営破綻は認められず額面金額で評価すべきと判断～

(令06-03-26 東京地裁 棄却・確定 Z888-2727)

原告が、被相続人の同族会社(A社)に対する貸付金債権等について、その一部が回収不能であるとして、2億6290万円と評価して相続税の申告をしたところ、処分行政庁は、額面どおり5億889万円と評価すべきであるとして更正処分等を行いました。

東京地裁では、評価通達205の「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、同通達(1)ないし(3)の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうものと解すべきであるとした上で、次のとおり判断し、額面金額で評価すべきとしました。

相続開始日の時点において、A社は債務超過の状態にあり、売上高や経常利益も減少傾向にあって、その経営状況は緩やかに悪化しつつあったものといえる。しかし、平成29年6月期においてもA社の売上高はプラスであったのであり、(1)A社は、同族関係者である役員に対して役員報酬を支払うことができていたこと、(2)貸付金債権等のうち約93.6%は、その債権者が被相続人又はその同族関係者が債権者となっている債権等であったから、直ちに返済を迫られるような状況にあったとはうかがわれないこと、(3)金融機関から新たな借入れをし、その債務を返済することができていたことからすると、A社の経営状況が、相続開始日において破綻の危機に瀕していたものとはいえない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2727

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.738 2025.09.11

完全支配関係適格合併に、事業の移転及び継続は特に重視すべき要素ではない！

(令07-07-23 東京高裁 棄却・上告受理申立 Z888-2743)

本件は、完全支配関係適格合併と支配関係適格合併の2段階の合併を経て休眠会社の未処理欠損金額を引き継いだA社に対し、課税庁が、法人税法132条の2の規定を適用して、法人税等更正処分等を行った事案(PGM事件)です。

ここでの注目点は、法人税法132条の2の不当性要件の判断に、事業の移転及び合併後の事業の継続が必要か否かです。東京地裁(Z888-2707)は、先例となるTPR事件の東京高裁(Z269-13354)とは異なる判断を示していました。控訴審判決に注目が集まりましたが、東京高裁は、国側の控訴を棄却し、本件各更正処分等は違法としています。

完全支配関係の適格合併の場合に事業の継続が一律に適用の前提になっていたとまでは認められないこと、完全

子会社を吸収合併した後に当該子会社の事業を廃止する事例や、休眠会社である完全子会社を吸収合併する事例が容易に想定されるにもかかわらず、組織再編税制の議論においてこれらを適用除外とするような検討がされた形跡が見られないことなどからすれば、完全支配関係の適格合併の場合における事業の移転及び合併後の事業の継続という事情は、不当性要件の判断において、特に重視すべき要素ということとはできない。

税負担の減少目的を捨象しても、第1段階として完全支配関係の合併をし、第2段階として支配関係の合併をすることには、合理的な理由となる事業目的が十分存在するものと認められる。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2743

(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士顧問料等の集金は報酬自動支払制度にお任せください。

報酬自動支払制度は
インボイス制度対応
ネット受付口座振替サービス
開始!

【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

少ない件数からの利用をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
無料	335円/件

売上管理型

請求・集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
1,800円/月	240円/件

5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。

※表示金額は消費税を含みません。

関与先様の集金は
My 集金 NET

集金業務でお悩みの
関与先様を
ご紹介ください。

資料・各種会費・購読料
など定期・不定期を問
わず1件からサポート
します。

My 集金 NETの
お問い合わせは
03-3345-0890

報酬自動支払制度の
お問い合わせは **0120-155-551**

詳しい制度内容は、ホームページから! **報酬自動支払制度** 検索

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<https://www.tozeikyo.or.jp>

東京税理士協同組合

株式会社 **日税ビジネスサービス**
事務代行社

資料請求はこちらから →

TAINSメールニュース No.739 2025.09.18

過少申告加算税の正当な理由～弟の隠匿は兄弟間の主観的事情にすぎない！～

(令06-02-13 非公開裁決 棄却 F0-3-912)

原処分庁は、請求人の弟(共同相続人)を契約者とする生命保険契約に関する権利について、令和4年に2度の更正処分を行い、改めて判断した理由を追記し、本件更正処分等を行いました。本件は、第一次更正処分等を取り消し、処分理由を差し替えての本件更正処分等は違法か否か、弟の隠匿に「正当な理由」があるか否かについて争われ、審判所は、次のとおり判断し、請求を棄却しました。

原処分庁が、判断した理由が付されていない第一次更正処分等を是正するため、第二次更正処分等によりこれを取り消して、改めて判断した理由を追記した本件更正処分等を行ったことは、適正な課税の確保を図るために行った課税の公平の見地からの

当然の権限の行使であり、手続的な不備(瑕疵)がある処分を是正したものにすぎないと認められる。

遺産分割調停において本件生命保険契約の存在が明らかになされず、仮に、請求人が主張するように、本件弟との間に本件生命保険契約の存在について請求人に対し隠匿するような関係性があつたとしても、それは飽くまで請求人及び本件弟との間の主観的事情にすぎず、本件生命保険契約に関する権利が、相続税申告書の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、請求人に真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるといえないことから、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-3-912

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.740 2025.09.25

固定資産税／土地及びログハウスの登録価格の適法性

(令06-05-29 東京高裁 棄却・上告等 Z999-8529)

本件は、控訴人らが所有する土地及び家屋(ログハウス)の令和3年度の登録価格の評価方法を争点とする事案です。安曇野市長は、土地については評価基準により、ログハウスについては、評価基準の木造家屋評点基準表ではなく、ログ基準表と同旨の基準表を適用して評価しています。東京高裁は、控訴人らの請求をいずれも棄却し、その理由を、原判決を引用して、次のように判示しました。

標準宅地の評点数の付設は、鑑定評価(取引事例比較法)の7割を目途として行われたものである。取引事例の採用については、場所的な条件以外にも複数条件を設けており、より近隣や標準宅地と同じ状況類似地区内の取引事例が他にあったとしても、その評価方法が不合理とは直ちに

認められない。したがって、標準宅地の評点数を基に算出された本件土地の登録価格に違法はない。

ログ基準表の部分別「柱・壁体」では、「丸太組壁体」を新たな評点項目とするものの、これを外周部分の丸太組壁体に限る旨の記載は見当たらず、建物内部の「間仕切部分」の丸太組壁体もこれに含まれると解するのが合理的である。

(編集員からひとこと)

「原告の第2準備書面」が、長野地裁(Z999-8528)の別紙リンクに収録されています。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8529

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

税理士職業賠償責任保険

事故の多くは「うっかり・思い込み」によるものです。
税務の専門家としてのリスク対応を万全にするため、
しっかりした補償の保険加入をおすすめします。

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 <https://zeirishi-hoken.co.jp>





判例を読み解くTAINS講座

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記のとおり新シリーズ「判例を読み解くTAINS講座」を掲載いたしました。

ログイン後、右上部の「研修サイト」をクリックするとサイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

本シリーズはいずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

TAINS 研修 TAINS MOVIE (30分研修動画)

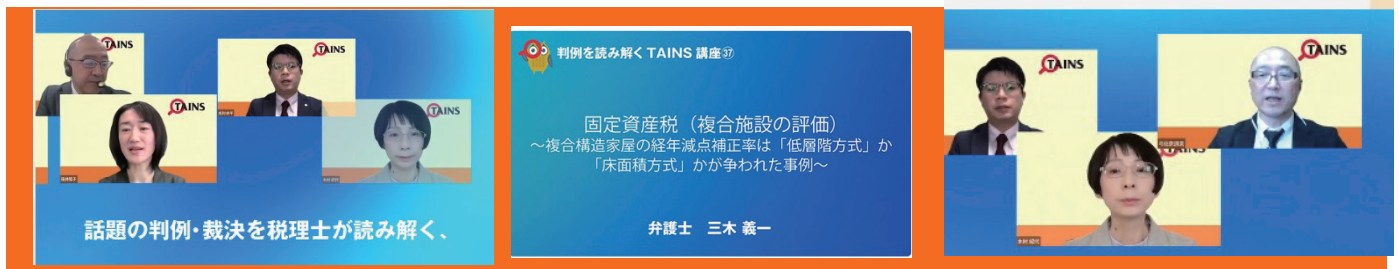
1～20

2022年4月～2023年12月

1	売主は非居住者か否か 不動産売買と源泉徴収義務	2022年4月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
2	税理士による調査拒否が注意義務違反に ～損害賠償金額は3億円超～	2022年5月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
3	節税目的で取得した不動産に総則6項を適用 ～適用が認められる「特別の事情」とは～	2022年7月公開 講師：税理士 額田朋子（近畿税理士会）
4	土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価 ～合意解除は相続税に影響するのか～	2022年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
5	ユニバーサルミュージック事件 ～同族会社の行為計算の否認規定～	2022年9月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
6	株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場株式の評価 ～貸付金債務は負債計上すべきか～	2022年10月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
7	【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益の分割方法の適否 ～日本ガイシ事件～	2022年11月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
8	土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得（駐車場収入）の帰属 ～使用貸借が節税策として利用された事案～	2022年12月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
9	上場株式等の譲渡損失の損益通算・繰越控除と確定申告	2023年1月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
10	不動産所得の必要経費 同族会社へ支払った業務委託料	2023年2月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
11	ポイント交換に伴って受けた金員が消費税の不課税とされた事例 ～消費税法上の「対価」の該当性～	2023年3月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
12	土壤汚染地の評価について	2023年4月公開 講師：税理士 毛利修平（四国税理士会）
13	建具等の減価償却資産の区分 ～ユニットバスは建物か、器具備品か～	2023年5月公開 講師：税理士 鈴木涼介（東京税理士会）
14	「1人飲み」交際費計上と重加算税 ～事実の仮装隠ぺいと認定された事案～	2023年6月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
15	興銀事件から考える ～貸倒損失の認定において社会通念基準は有効か？～	2023年7月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
16	代理人の顕名がない贈与契約書の有効性 ～生命保険契約の保険料を誰が負担したのか～	2023年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
17	役員給与の不当に高額な部分の金額 ～実質基準が争点となった事例～	2023年9月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
18	給与所得を有する医師の洋画制作販売から生じた損失 ～「事業」の該当性が争点となった事例～	2023年10月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
19	【小規模宅地等の特例】成年後見人が事業の用に供していた土地は特定事業用宅地等に該当するか？～生計一要件の該当性～	2023年11月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
20	3棟の貸家が存する敷地の評価 ～評価単位と共用施設の取扱い～	2023年12月公開 講師：税理士 永井智子（千葉県税理士会）



判例を読み解くTAINS講座



TAINS 研修

TAINS MOVIE
(30分研修動画)

21~41

2024年1月～2025年9月

21	みなし譲渡課税 ～取引相場のない株式の時価～	2024年1月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
22	宗教法人の営むペット葬祭業は収益事業か ～公益法人等の収益事業該当性～	2024年2月公開 講師：税理士 堀尾博樹（名古屋税理士会）
23	工場で製造に使用されている冷蔵庫等の資産区分 ～パン工場の冷蔵庫は器具備品か～	2024年3月公開 講師：税理士 望月重樹（東海税理士会）
24	建築士等の無資格者に支払った報酬の源泉徴収義務	2024年4月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
25	事前確定届出給与の要件 ～過去の職務執行の対価か～ 更正処分をすべて取り消した裁決	2024年5月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
26	固定資産税の戦い方と課題（建物編）	2024年6月公開 講師：弁護士 三木義一
27	相続税における債務免除控除と所得税における債務免除益課税	2024年7月公開 講師：弁護士 三木義一
28	土地建物一括譲渡の場合の対価の区分 ～売買契約書における区分は「合理的」といえるか～	2024年8月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
29	少額減価償却資産の取得価額の損金算入（一時償却）の可否 ～判定単位と金額基準～	2024年9月公開 講師：税理士 柳沢 徹（東京税理士会）
30	交際費と福利厚生費 ～専ら従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」～	2024年10月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
31	最高裁令和4年判決後、非上場株式について 総則6項の適用を判断した事例	2024年11月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
32	消費税の役務提供の内外判定 ～ツアー客向け商品販売を行う輸出品販売場（免税店）が受ける役務の提供～	2024年12月公開 講師：税理士 平井義一（東京税理士会）
33	青色事業専従者給与の適正額とは？ ～内科医の配偶者が看護師である事例～	2025年1月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
34	就労継続支援B型の工賃について、仕入税額控除の可否が初めて争われた事案 ～消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる」（対価性）があるか否か～	2025年2月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
35	相続財産となる不当利得返還請求権 ～被相続人の口座からの多額の現金出金～	2025年3月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
36	太陽光発電システムを事業の用に供した日 ～用途に応じた個別の事実関係で判断～	2025年4月公開 講師：税理士 佐藤善恵（近畿税理士会）
37	固定資産税（複合施設の評価）～複合構造家屋の経年減点補正率は「低層階方式」か「床面積方式」かが争われた事例～	2025年5月公開 講師：弁護士 三木義一
38	ふるさと納税と返礼品課税 ～返礼品に係る経済的利益の価額とは（事業者調達価格）～	2025年6月公開 講師：弁護士 三木義一
NEW 39	相続税評価額による譲渡と相続税法第7条の適用 ～相続税法第7条における時価の意義と「著しく低い価額」の判定基準～	2025年7月公開 講師：税理士 猪飼祐一郎（南九州税理士会）
NEW 40	バカラにおける収入すべき金額や所得とは ～VIP向けプログラムとの関係性も交えて～	2025年8月公開 講師：税理士 浅井一宏（近畿税理士会）
NEW 41	社会保険労務士の相談業務に係る損失 ～事業所得か雑所得か～	2025年9月公開 講師：税理士 土師秀作（近畿税理士会）

1 税法データベース収録情報一覧 2025.9.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,439	3,499	1,638	394	837	405	888	14,100
裁 決	2,469	1,787	1,353	569	254	49	1	6,482
通 達	3,636	4,690	2,205	754	22	0	239	11,546
相談事例	2,036	4,524	3,213	2,487	127	2	409	12,798
その他文書	0	0	0	0	0	705	188	893
行政文書	87	209	1	25	10	0	2,327	2,659
計	14,667	14,709	8,410	4,229	1,250	1,161	4,052	48,478

・裁決には、非公開裁決4,098件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,712件です。

2 収録期間 2025.9.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和7年7月23日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和6年10月28日まで
その他	判決・裁決	令和7年3月12日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

3 日税連税法データベース会員数一覧

2025.9.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,424	76
東京地方	656	11
千葉県	246	4
関東信越	606	17
近 畿	1,304	12
北海道	235	2
東 北	341	9
名古屋	480	10
東 海	398	9
北 陸	197	7
中 国	339	9
四 国	187	2
九州北部	338	8
南九州	273	7
沖 縄	75	0
小 計	8,099	183
そ の 他	247	
合 計	8,529	

TAINS 研修会のお知らせ

研修会のお知らせは決定次第、TAINS ホームページの「お知らせ」にてご案内いたします。



TAINS 2025年秋号

- 発行日／2025年10月15日(VOL.31 通巻第244号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／北島 則行
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

税理士の
必携ツールが!!

- 税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- 無料期間終了後の会費
月額2,018円(会費1,000円<不課税>+利用料1,018円<税込>)
お得な年払いもごさいます
- 詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



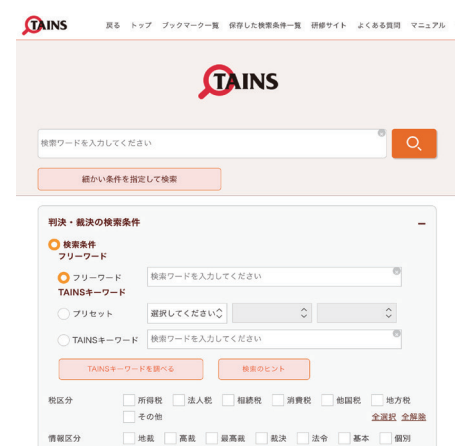
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご利用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための

相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

下記制度へのご加入を賜りますよう、

心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 須藤 寿
(北海道税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

個人年金

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

